

なら 労働時報

テレワーク導入モデル事業が始まります!

奈良県では、個人の実情にあった柔軟で多様な働きやすい職場づくりの啓発を行っています。

本年度は特にその中でも「テレワーク※」という新しい働き方について県内企業150社訪問し、また50社程度を対象にしたセミナーの開催を通じて、テレワークの啓発を行います。

さらにテレワーク導入について積極的な意志を示していただいた1社以上についてモデル企業としてその導入支援を図る「テレワーク導入モデル事業」が始まります。

奈良県から委託を受けた事業者が、10月より県内企業を回らせていただきます。その際にテレワークについての意識調査も行いますのでご協力をお願いします。

また、モデル企業も募集していますのでよろしくをお願いします。

※「テレワーク」とは?…情報通信技術を活用して、働く人が「働く場所」と「働く時間」にとらわれない柔軟な働き方を指します。在宅での就業が主ですが、その他にもサテライトオフィスで就業したりモバイルワークを行う場合もあります。

☞次ページで「テレワーク」の紹介をしていますのでご覧ください。

CONTENTS

新しい働き方「テレワーク」とは?.....	2
平成22年度後期技能検定試験.....	3
全国労働衛生週間.....	3
奈良県労働委員会のあっせん制度・労働相談会.....	4
中退共制度のご案内.....	5
建退共制度のご案内.....	5
奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の紹介.....	6~7
エルトピア会議室をご利用ください!.....	8
労務改善Q & A.....	9
就職応援サイト「ジョブなら net」本格稼働.....	10
奈良県の労働経済主要指標.....	10

「仕事探し」がさらに便利に!

◆奈良県地域就職支援センター TEL0742-25-3708
月~土曜(祝日・年末年始除く) 午前8時30分~午後5時 開館
奈良市西木辻町93-6 奈良労働会館1F
<http://www.nashien.or.jp/shushokushien/index3.html>



労働相談ダイヤル

◆奈良県雇用労政課

奈良市登大路町30 奈良県庁本庁舎6階

☎ 0120-450-355

月~金曜(祝日除く)
午前9時~午後5時

◆エルトピア奈良(奈良労働会館)

奈良市西木辻町93-6

☎ 0742-23-5730

第4土曜日
午後1時~午後5時

◆エルトピア中和(中和労働会館)

大和高田市西町1-60

☎ 0745-22-6631

第1・3土曜日
午後1時~午後5時

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-21272.htm

◆奈良県労働委員会

☎ 0742-23-3530

労働者と事業主との間の紛争解決のための「あっせん」を行っています。

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_itemid-51593.htm



しごと相談ダイヤル

月~土曜(祝日・年末年始除く)
午前9時~午後5時

◆奈良しごとセンター

☎0742-23-5730

◆高田しごとセンター

☎0745-24-2010

パート・内職・技術講習など情報を提供します。企業内人権相談もご利用ください。

<http://www.pref.nara.jp/koyo/i-center/>

◆生活・就労相談窓口

月・水・金 八木パートバンク TEL 0744-25-8046
火・木・土 奈良しごとセンター TEL 0742-23-5729

橿原市内膳町1-3-14 成和ビル4F
奈良市西木辻町93-6 奈良労働会館1F

特集

新しい働き方「テレワーク」とは？

今号では、最近注目を浴びています「テレワーク」について3つの観点からご紹介します。

テレワークとは？

「テレワーク」とは、パソコンなどの情報通信機器を利用して、労働者が時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働ける勤労形態の一種です。

雇用形態

雇用されている人が家などで働く「雇成型」と、組織に属さず、独立して家で働く「非雇成型」の2種類があります。

テレワーカー

15歳以上の就業者に占めるテレワーカー（1週間に8時間以上「テレワーク」で働いている人）は15.3%（平成21年度テレワーク人口実態調査）います。奈良県では、平成22年度では、「就労困難者在宅就業支援事業」と「テレワーク導入企業モデル事業」を行い、テレワークをする労働者を増やす政策を行っています。

メリット

企業、働く人、地域それぞれにメリットがあります。

○企業にとっては・・・

- ◎業務の効率化
- ◎有能な人材の確保
- ◎ビジネスチャンスの拡大

○働く人にとっては・・・

- ◎ワーク・ライフ・バランスの実現
- ◎仕事と育児・介護との両立

○地域にとっては・・・

- ◎地域に埋もれる労働力の活用
- ◎若者に対する就業支援
- ◎人口流出を阻止して地域の活性化



今後もテレワーカー人口の増加が予想され、様々なメリットがある新しい働き方「テレワーク」をしてみませんか。

【問い合わせ】

奈良県 産業・雇用振興部 雇用労政課 労政福祉係
TEL 0742-27-8828

平成22年度 後期技能検定試験

技能検定は、技能の水準を国が証明する国家検定制度で現在は124種が実施されております。

合格者には、厚生労働大臣（特級、1級、単一等級）または都道府県知事（2級、3級）の合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

平成22年度後期日程は下記のとおりです。

区 分	日 程	備 考
受付期間	平成22年 9月27日(月)～10月 8日(金)	土・日・祝日を除く 9:00～17:00
実技試験実施期間	平成22年11月29日(月)～平成23年 2月20日(日)	日時については別途 受験者あてに通知
学科試験実施日	平成23年 1月23日(日)、1月30日(日)、 2月 2日(水)、2月 6日(日)	
合格発表日	平成23年3月15日(火)	合格者にのみ通知

【お申し込み先】

奈良県職業能力開発協会

〒630-8213 奈良県奈良市登大路町38-1 奈良市中小企業会館2階

TEL: 0742-24-4127 FAX: 0742-23-7690

心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス 全国労働衛生週間

10月1日(金)～10月7日(木) 準備期間 9月1日(水)～9月30日(木)

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第61回を迎えます。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は7,491人であり、過去最少となっています。

しかしながら、一般的健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成21年は52.3%に上っています。さらに、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は約6割に上っています。

このような状況の下、労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を図ることが必要です。特にメンタルヘルス対策については、企業や事業場のトップの強い決意とリーダーシップのもと、労働者、管理監督者、産業保健スタッフ等がそれぞれの立場において心の健康の維持・増進に取り組み、労働者の心の健康が確保された職場を実現していくことが重要です。

本年度は、「心の健康維持・増進 全員参加でメンタルヘルス」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動に取り組んでください。

労働者個人と事業主間のトラブルを 解決するお手伝いをします

奈良県労働委員会

奈良県労働委員会では、労働条件その他労働関係に関する個々の労働者と事業主との間の紛争(個別労働関係紛争)解決のための「あっせん」を取り扱っています。

なお、労働相談については、各中小企業労働相談所まで。(連絡先は、表紙をご覧ください。)

個別労働関係紛争のあっせん制度Q&A

Q1 「あっせん」とは、何ですか？

A 労働問題に関して経験豊かな「あっせん員」が、紛争当事者双方の言い分をお聞きして、問題点を整理のうえ、助言等を行い、歩み寄りによる解決の援助を行うものです。

Q2 「あっせん員」は、どのような人なのですか？

A 「あっせん員」は、奈良県労働委員会の委員である公益委員(弁護士や大学教授など)、労働者委員(労働組合の役員など)、使用者委員(会社経営者や使用者団体の役員など)の三者で構成し、公平な立場であっせんを行います。

Q3「あっせん申請」は、どのようにすればいいのですか？

A あっせんを希望される方は、中小企業労働相談所で労働相談を受けた後、または直接、労働委員会へ「あっせん申請」を行ってください。

なお、「あっせん申請」は、県内の事業所で働く労働者又は県内に所在する事業所の事業主のどちらでもできます。

Q4 「あっせんの対象」となるのは、どのような事項ですか？

A 労働関係に関する個々の労働者と事業主の紛争(下例)です。
例 賃金等に関する事項(賃金引き下げ、諸手当、一時金等)
賃金以外の労働条件に関する事項(労働時間、休日休暇等)
人事等に関する事項(配置転換、出向、解雇等)
ただし、あっせんの対象とならない紛争もありますので、ご相談ください。

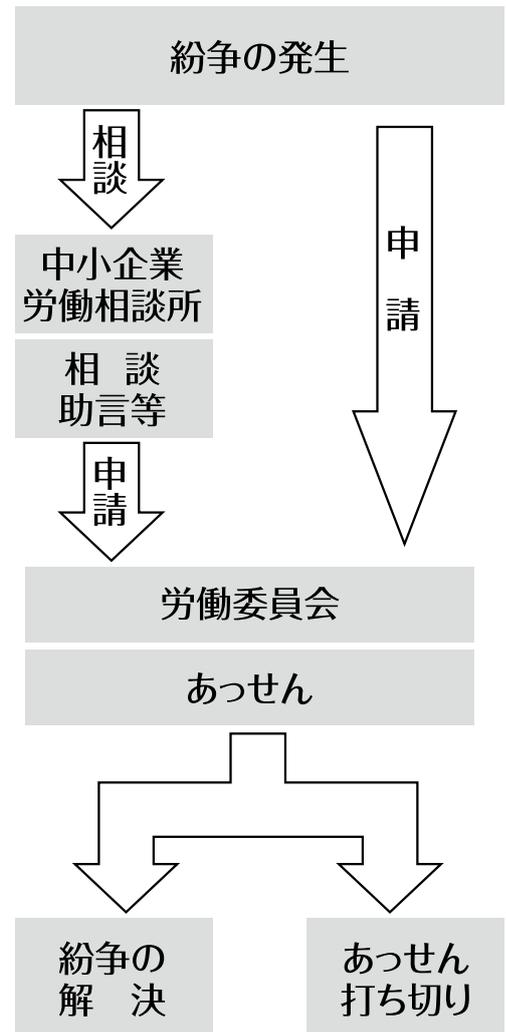
Q5 「費用」は、かかるのですか？

A 無料です。

Q6 「パート職員」ですが、この制度を利用できますか？

A パート職員や派遣職員のみならずもこの制度を利用できます。

あっせん手続きの流れ



☆また、今年度は労働委員会委員による労働相談会を下記のとおり予定しています。

日時： 10月14日(木) 午後3時~6時

場所： 奈良市大森町57-12 奈良県奈良総合庁舎内会議室

概要： 労働委員会委員が相談員となって、労働条件その他労働関係に関する相談(募集採用などの相談は除外)をお受けします。一人30分程度です。

費用： 無料

対象： 県内に所在する事業所の労働者及び事業主

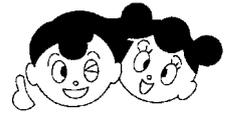
申込み： 予約が必要ですので、下記へお問い合わせください。

奈良県労働委員会事務局 〒630-8131 奈良市大森町57-12 奈良県奈良総合庁舎内

電話 0742-25-0771(代表) 0742-23-3530(直通)

中小企業の皆様！

中退共で退職金の準備を始めませんか？



中退共制度は 中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です

制度の特色

- ◎適格年金制度からの移行先です。 ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎短時間労働者（パートタイマー等）の方も加入できます。 ◎掛金は全額非課税になります。
- ◎加入前の勤務期間（過去勤務期間）通算制度と転職した場合の通算制度があります。
- ◎掛金は預金口座から振り替えます。退職金は直接退職者に支払いますので、管理が簡単です。

掛金の種類

- ◎月額5,000円から30,000円までの16種類です。
- ◎短時間労働者（1週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、かつ30時間未満の従業員）は、2,000円・3,000円・4,000円の特例掛金でも加入できます。

加入の手続き

- ◎所定の申込書に記入・押印のうえ、お近くの金融機関または委託事業主団体に提出してください。

【お問い合わせ先】

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6
 TEL (03) 3436-0151 (代表) FAX (03) 3436-0400

■大阪退職金相談コーナー 大阪市西区阿波座17-13 (商工中金阿波座ビル7階) TEL 06-6536-1851 FAX 06-6536-1850

●くわしくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

知っていますか？ 建退共制度

建退協制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を含む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。



- 加入できる事業主** 建設業を営む方
- 対象となる労働者** 建設業の現場で働く人
- 掛 金** 日額310円

特 徴

- ★国の制度なので安全・確実・申込手続きは簡単です。
- ★経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ★掛金の一部を国が助成します。
- ★掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ★事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q & Aなど建退協制度の知りたい情報が掲載されています。

ぜひ、アクセスしてご覧下さい！！

建退共

検索

※ 詳しいことは、建退共奈良支部へお問い合わせ下さい。
 奈良市高天町5-1 奈良県建設会館内
 TEL 0742-22-3345

奈良県社員・シャイン 職場づくり推進 登録企業のご紹介

平成21年度に登録いただきました企業の取組の一部をご紹介します。

また、表彰企業についても訪問させていただきお話をお伺いしました。

社会福祉法人 正和会 (その他(福祉事業) <http://www.gojo.ne.jp/seiwakai/>)
奈良県五條市大沢町5-25 TEL 0747-24-4455



- 過重労働及びメンタルヘルス相談窓口を設置している。
- ポジティブ・アクションの観点から女性社員の昇進・昇格を推進している。
- 5年以上勤務されている障害のある労働者がいる。

福西メリヤス株式会社 (製造業 <http://www.fukunishi.co.jp/>)
奈良県大和高田市野口153-1 TEL 0745-53-1313

- 育児のための勤務時間短縮等の措置をしている。(短時間勤務制度・フレックスタイム制)
- 配偶者の出産前後の休暇制度がある。
- 職業能力開発推進者を選任し、労働者の職業能力の開発・向上にかかる取組を企画している。



テレワーク
導入企業

有限会社フジカワ (卸売・小売業 <http://www.link-fujikawa.com/>)
奈良県橿原市八木町3-7-19 TEL 0744-29-3204



- 企業のトップが女性の活用などの企業方針を明確化している。
- 在宅勤務制度を導入している。
- 労働者の職業能力の開発・向上をはかる社内研修を実施している。

詳しい取組は……

社員・シャイン 登録

検索

クリック!

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_itemid-27444.htm

♪～社員・シャインな職場訪問記～🚗



奈良県社員・シャイン
職場づくり推進事業
ロゴマーク

テレワーク導入企業

訪問記⑦

株式会社ワイズスタッフ

事業内容：インターネット事業、
地域活性化関連事業
本店：生駒市東松ヶ丘2番1号

TEL：0743-74-2012 URL：http://www.ysstaff.co.jp/

働きやすい職場づくりに積極的に取り組まれています、特に力を入れておられる取り組みについて教えてください。

目指しているのは、「日本で一番柔軟な働き方ができる会社」です。その究極の形としてテレワーク(在宅勤務)があると思います。しかし、それに留まらず、さらに色々な働き方を選べるように、言い換えれば、ライフプランが変わってもこれまでと同じように働くことができるようにしたいと思って働きやすい職場づくりに取り組んでいます。



代表取締役 田澤由利

働きやすい職場づくりに取り組まれて、プラスの影響面があればお聞かせください。



奈良オフィス全景

社員が辞めずに働き続けることができることです。社員が働きたいのに家庭の事情—例えば、出産であるとか、夫が転勤になったので一緒についていかなければならないとか—で会社を辞めなければならない状況は、本人にとっても悲しいことですし、会社にとっても育った人材を手放さなければならないのは辛いことです。ところが、そうした時に、柔軟な働き方を選べるようにすることで、どちらもハッピーになることができます。

最後にこれから働きやすい職場づくりに取り組まれようとしている企業に対してアドバイスをお願いしたいのですが……

働きやすい、柔軟な職場をつくっていくことは一朝一夕ではできません。一歩ずつでも進んでいくことが大事だと思います。その中で、まずは、テレワーク(在宅勤務)をできる社員を作ろうと目標にされてはどうでしょうか。テレワーク導入のためにIT化や業務内容の見直しを始めることで、無駄な業務をなくしたり、業務のスピードが早くなることで会社全体の経費の削減につながります。そして、まだテレワークを導入している企業が少ないですから、求人をする時等に柔軟な職場作りに努めていることをPRできる大きな材料になります。今、週休2日にしても注目を集めることはできませんが、テレワークならできます。そうした意味でも、「いつか」ではなく「今」取り組まれてはいかがでしょうか。



奈良オフィスと北見オフィスで、テレビ電話中。在宅勤務のスタッフともやりとりできます。



直線距離 約1234km
通路・線路 約2000km

お話を伺って

社員を大事にすることが会社の発展につながるというお話が非常に印象的でした。働きやすい職場づくりは、社員の立場から論じられることが多いですが、経営者が動かないとなかなか進みません。その意味で田澤さんのように経営の面から行ってもメリットがあると考えていただく経営者の方を増やしていくことが大事であると思いました。

お忙しい中、お話をさせていただきありがとうございました。

エルトピア会議室をご利用ください!

会議・研修・サークル活動など どなたさまでもご利用いただけます

エルトピア奈良 【奈良労働会館】

半日 ￥1,900より

(小会議室24名～大会議室156名 全5室)

奈良市西木辻町93-6

TEL : 0742-26-6900



エルトピア中和 【中和労働会館】

半日 ￥700より

(小会議室12名～大会議室100名 全4室)

大和高田市西町1-60

TEL : 0745-22-6631



★マイク等設備使用料無料

★無料駐車場有り

【開館時間】 9:00～21:00

【休館日】 日曜日、祝日、休日、年末年始 (12/28～1/4)

ご利用・ご予約に関するお問い合わせは各エルトピアまで。

エルトピアホームページもご覧下さい。

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-15603.htm

労務改善 Q&A

Q

3か月前から今の会社に「正社員」として勤め始めました。昨日になって上司から突然、「この3か月は、あなたは『試用期間』でしたね。あなたを本採用とするかどうか、あなたの適性をさらに見極めるために、あと3か月のあいだ試用期間を延長することにします」といわれました。私には「試用期間」など寝耳に水で、困惑しています。あと3か月のあいだ、このまま試用期間として勤務しなければならないのでしょうか。

A

- (1) まず《試用期間》(「使用期間」と同音なので、区別をするために「試みの使用期間」と表現することがあります)についてお話しします。長期雇用を前提とした正規従業員の採用に際しては、入社後一定期間を《試用期間》とし、「試用期間の終了時点で、会社が社員として不適格と認めた場合には、雇用しない」などと定められていることがあります。この期間は3か月であることが多く、1か月から6か月のものもあるといわれています。
- (2) 《試用期間》中の労働者と使用者との間の契約関係の性質に関しては、様々な考え方がありますが、使用者側は解約権を留保しているが、労働契約として成立しているとするのが判例で(東京コンクリート事件・東京地決昭和32年9月21日労民8巻5号688頁)、会社側が試用期間終了後に「正社員として採用しない」とすることは、留保された解約権を行使しての「解雇」であると解されています。また、このような「解雇」は、通常の解雇よりも広い範囲において認められるが、解約権留保の趣旨・目的に照らして、客観的に合理的な理由が存し、社会通念上相当として是認される場合にのみ許されると考えられています(三菱樹脂事件・最判(大)昭和48年12月12日民集27巻11号1536頁)。この点で、労働契約法16条が、解雇に《客観的に合理的な理由》と《社会通念上の相当性》を求めていることを参考にしてください。
- (3) また会社側によるこのような留保解約権の行使は、解雇にあたりますので、そのための事由は就業規則に定められなければなりません(労働基準法89条3号)。
- (4) さらにご相談の件での《試用期間の延長》についてですが、これを無限定的に認めると労働者の地位を著しく不安定とするので、就業規則などで延長の可能性およびその事由や期間などが明定されている場合に、その事由が充足するときに限って認められると考えられています。
- (5) 《試用期間》に関しては以上に述べたところですので、相談者は、就業規則に《試用期間》やその延長に関して定めがあるかどうかを調べてみてください。《試用期間》に関する規定、さらにはその延長に関する規定がない場合には、会社側に正規の社員として取り扱ってもらうように要請してください。また、《試用期間の延長》の事由に関する規定がある場合であって、なぜその事由に該当するのか説明を求めてください。

就職応援サイト「ジョブなら net」本格稼働！

～奈良県が雇用のマッチングをサポートします！～

奈良県で働きたい人と県内企業とのマッチング支援を行う奈良県就職応援サイト「ジョブなら net」を9月1日より本格稼働しました。求人、求職の登録や閲覧は、どなたでも無料でご利用いただけます。ご不明の点等があれば、下記連絡先までお問い合わせください。

ジョブなら net URL <https://www.job-nara.pref.nara.jp>

ジョブなら net 上で利用できる機能

求職者側

- ◎県内企業の求人情報などを自由に閲覧することができます。
- ◎会員登録をすることで、自分のセールスポイントなどを企業側にPRすることができます。
- ◎希望者には、希望業種などの求人情報が登録された時点でお知らせメールの配信サービスがあります。
- ◎セミナー、研修会など最新のイベント情報や、それぞれのライフスタイルに合ったお役立ち情報を提供します。

企業側

- ◎企業登録をすることで企業情報のPRのほか、求人情報を発信することができます。
- ◎求めたい人材を探す際にご利用になれます。
- ◎助成金の案内などお役立ち情報を提供します。



ジョブなら net のご利用にあたって

当サイトはどなたでも無料でご利用いただけますが、会員登録をすれば、求人、求職の詳細な情報を見ることができます。会員登録は、パソコンまたは携帯（求職者の登録のみ）で上記 URL からアクセスして下さい。

【問い合わせ】 奈良県 産業・雇用振興部 雇用労政課 雇用政策係
TEL 0742-27-8812 FAX 0742-27-2319

奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き（新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値）>

(奈良労働局主要統計・指標より)

	人口	新規求職数	新規求人数	新規求人倍率	有効求職数	有効求人数	有効求人倍率 < () 内は全国値 >
平成17年度	1,421,367	70,795	83,654	1.18	292,319	218,916	0.75 (0.98)
18年度	1,416,323	66,005	82,485	1.25	266,287	222,404	0.84 (1.06)
19年度	1,410,825	63,062	73,606	1.17	254,855	200,068	0.79 (1.02)
20年度	1,405,074	66,934	67,580	1.01	266,461	180,515	0.68 (0.77)
21年度	1,400,893	73,204	61,604	0.84	327,001	152,468	0.47 (0.45)
平成22年4月	1,398,023	8,389	5,232	0.88	29,091	13,618	0.51 (0.48)
5月	1,398,598	6,080	5,375	0.89	28,239	13,193	0.52 (0.50)
6月	1,398,182	6,166	5,748	0.97	27,861	13,758	0.54 (0.52)

<賃金・労働時間の動き（年平均、月平均 事業所規模5人以上）>

(厚生労働省 毎月勤労統計調査より)

	賃金 (円)		労働時間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成17年	306,371	252,507	145.7	9.2
18年	307,141	253,157	144.4	8.9
19年	331,077	270,159	150.6	11.0
20年	331,300	270,511	149.3	10.7
21年	315,294	262,357	144.4	9.2
平成22年1月	272,187	260,643	136.8	9.5
2月	264,261	261,910	143.3	9.8
3月	275,961	263,987	147.8	10.3
4月	276,319	266,438	152.1	10.4
5月	268,592	261,742	139.6	9.6
6月	439,118	263,993	151.3	9.7